

●香川県監査委員公表第8号

平成29年2月8日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年4月4日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	香 川 芳 文
同	高 城 宗 幸

第1 監査の請求

1 請求人

坂出市 細川 雅生

2 請求書の提出

平成29年2月8日

3 請求の内容

（以下、平成29年2月8日付けで提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。）

別紙事実証明書（県内旅行命令簿、県内旅費請求兼計算書、執行伺兼支出命令書、復命書（一部省略））によると香川県消防学校長は平成28年4月8日の「平成28年度第1回香川県消防長会議」に出席のため出張している。

しかし、会場は高松港から高速艇で約35分の小豆島土庄港に隣接するオーキドホテルで、開催時間は15時30分からなのに自宅から直行し、最低でも香川県消防学校（高松市生島町）で午前中は勤務できるのに勤務せず県に損害を与えた。

なお、出張にJRと渡船の全く別の交通機関を使用しながら各々の運賃を明示せず、おおざっぱに「交通費」として消防学校に2,420円を支給させている。高松港から約35分の場所で開催される15時30分の会議に自宅から直行しており、小豆島に渡る航路は複数あることから、物見遊山なコースで出張した疑いもある。

よって、本件請求人は、香川県監査委員が、上記の消防学校長が違法不当な出張で香川県に損害を与えた事実について責任を有する者に対して、損害の補填を求めるほか、懲戒処分その他の必要な措置をとるよう香川県知事に対して勧告することを求める。

（別紙事実証明書省略）

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成29年2月16日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

平成28年4月8日に開催された平成28年度第1回香川県消防長会議（以下「本件消防長会議」という。）への出席のための消防学校長の出張（以下「本件出張」という。）に係る旅費の支出及び同日の消防学校長の勤務に係る給与の支出を監査対象事項とした。

2 監査対象部局

消防学校

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成29年2月27日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からはこれを行わない旨の意思表示がなされた。

第4 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等を調査するとともに、消防学校の校長その他関係職員から事情を聴取して、次の事項及び事實を確認した。

(1) 職員の出張に対する旅費の支給について

香川県職員の旅費に関しては、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号。以下「旅費条例」という。）において定められている。

また、その運用については職員等の旅費に関する条例の運用方針（以下「旅費運用方針」という。）において、事務処理については旅費事務処理要領（以下「旅費要領」という。）において定められている。

その概要は、次のとおりである。

ア 旅費の支給

旅費条例第3条第1項では、職員が出張した場合には、その職員に対し、旅費を支給することとされている。

イ 旅行命令

旅費条例第4条第1項では、職員が出張する場合の旅行は、任命権者又はその委任を受けた者の発する旅行命令によって行わなければならないこととされている。

このうち、県内旅行については、旅費条例第4条第6項及び旅費運用方針において、口頭により旅行命令を行うこととされており、この場合、旅行命令は、旅費要領第8条により「県内旅行命令簿」の記載事項（旅行期間、出発地、帰着地、用務先、交通機関等）に相当する内容を口頭により行うこととされている。

消防学校長の旅行命令については、香川県出先機関事務決裁規則第4条（昭和44年香川県規則第5号。以下「決裁規則」という。）により、消防学校長が専決することができるとされている。

ウ 旅費の計算

旅費条例第8条では、旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされている。

旅行の経路及び方法を選定し、旅費を計算する事務処理は、旅費システム（情報システムを利用して職員等の旅費の手続に関する事務の処理を行う仕組みをいう。以下同じ。）により行われており、出発日、出発地、到着地、交通手段等を入力することにより金額が計算される。

エ 旅費の支払

県内旅行に係る旅費の支払手続については、旅費要領第9条、第11条及び第15条に定められている。旅費の支払は精算払によることとされ、旅行者は、出張後に旅費システムを使用して「県内旅費請求兼計算書」の記載事項（交通費等）に相当する内容を香川県会計規則（

昭和39年香川県規則第19号) 第2条第5号に規定する支出負担行為担当者に提出することにより旅費の請求を行い、請求を受けた支出負担行為担当者及び同条第3号に規定する収支命令者は、旅行命令等その他必要書類の内容を確認の上、支出負担行為及び支出命令を行うこととされている。

これにより旅費は、旅行者の預金口座に口座振替の方法により支払われることとされている。

(2) 旅行の復命について

香川県職員服務規程(昭和36年香川県訓令第3号)第8条では、職員は公務による旅行を完了したときは、1週間以内に復命書を上司に提出しなければならないこととされている。

消防学校長の旅行の復命については、決裁規則第4条により、消防学校長が専決することができるとしている。

(3) 職員の給与の支給について

香川県職員の給与に関しては、職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)に定められており、同条例第12条では、職員が勤務しないときは、勤務しないことにつき承認があった場合のほかは、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとされている。

(4) 香川県消防長会議の概要等について

ア 香川県消防長会の概要

香川県消防長会は、県内各地域の消防本部の消防長を会員とし、県内消防長の融和協調を図り、消防の情報を交換して採長補短するとともに、消防制度並びに技術の総合的研究を行い、もって市町村消防の健全なる発展に寄与することを目的に、消防情報の交換や消防制度の改善、消防機械及び技術の総合的研究、消防職員の教養などに関する事業を行っている。

イ 本件消防長会議の内容等

本件消防長会議は、平成28年4月8日午後3時30分から、小豆郡土庄町のオーキドホテルにおいて開催されたものである。

この会議では、平成27年度決算や平成28年度予算等について審議が行われるとともに、消防学校長から、初任者教育への協力要請や各講義への教官等の派遣依頼、訓練施設の積極的な利用の呼びかけなどを行っている。また、会議後は、小豆地区消防本部の視察が行われた後、午後5時30分から意見交換会が行われている。

消防学校長は、消防長会の会員ではないが、県内の各消防長が消防行政についての課題について協議を行う場に参加し、学校運営やカリキュラムなどに対する要望等を直接聞くことは学校運営上有意義であるとして従来から出席しているものである。本件消防長会議についても平成28年2月2日付け文書で消防長会会長から出席案内があったものである。

(5) 消防学校長の本件消防長会議出席までの当日の行動について

消防学校長の本件消防長会議の出席までの当日の行動について消防学校長から聴取したところ、午前7時過ぎに自宅を出発し、JRを利用して丸亀駅から高松駅に向かい、午前8時30分に県庁に到着後、関係課や前職場である労働委員会の委員等の関係先、地元新聞社、放送局の関係先へ転任の挨拶回りをしている。その後、午後0時35分発のフェリーで高松港から土庄港へ渡り、土庄町役場で町長ほか関係者に転任の挨拶をした後、午後3時頃本件消防長会議の会場に到着している。なお、一連の挨拶回りにはレンタサイクルを利用している。

これらの行動に関しては、新任挨拶のため消防学校長が平成28年4月8日に来社した旨の記事が掲載されている同月9日付けの四国新聞と、同月8日を承認日とする高松市のレンタサイクル一時利用証の写しが提出されている。

また、この日に当該挨拶回りをした理由としては、消防学校長からは、平成28年4月1日から同月7日までは県内の各消防本部への挨拶回りや入校式等があったため、この間にすることことができなかつた関係機関やマスコミ関係等を中心に挨拶回りをする必要があつた旨の説明があつた。

(6) 本件出張について

ア 旅行命令

本件出張に係る旅行命令の内容は、旅行期間を平成28年4月8日の1日、出発地及び帰着地を自宅、用務先を香川県小豆郡土庄町（小豆地区消防本部）、交通機関をJR及び航海会社とするものである。

イ 旅費の計算

本件出張に係る旅費の額は、交通費2,420円である。その積算内訳として、旅費システムに登録された内容は、JR丸亀駅から高松駅までの鉄道賃が550円、高松港から土庄港までのフェリー船賃が660円、土庄港から高松港までのフェリー船賃が660円、JR高松駅から丸亀駅までの鉄道賃が550円となっている。

旅費の計算において、JR丸亀駅は自宅の最寄駅、土庄港は用務地の最寄駅であり、フェリー船賃については往復割引が適用された金額である。

ウ 旅費の支払

本件出張に係る旅費については、旅費システムにより、平成28年4月11日に執行伺が行われ、同月13日に最終承認者である消防学校長によりこれが承認された後、同年5月18日に消防学校長個人の預金口座に支払われている。

エ 旅行の復命

本件出張については、平成28年4月11日付け復命書により復命が行われ、消防学校長の決裁がなされている。

2 監査委員の判断

(1) 消防学校長に支給した給与及び旅費の支出の違法性又は不当性について

ア 午前中は勤務せず県に損害を与えたとする請求人の主張について

平成28年4月8日における消防学校長の本件消防長会議に出席するまでの行動について、人事異動に伴う関係機関への挨拶回りをしていたとする消防学校長の説明については、その理由や行程から不自然なものではなく、また、これを裏付けるものとして、同月9日付けの四国新聞に、消防学校長が同月8日に新任挨拶のため来社した旨の記事が掲載されていることや、同月8日を承認日とする高松市のレンタサイクル一時利用証が存在することからも事実であったと認められる。

また、人事異動があった際、関係機関へ挨拶回りをすることについては、業務を円滑に遂行する上で必要なものとして、通常、一般的に行われているものであり、消防学校長の行動についても職務に該当するものといえる。

請求人は、消防学校長が午前中は勤務せず県に損害を与えた旨を主張するが、消防学校長は前述のとおり職務を遂行していたと認められることから、給与の減額事由は存在せず、請

求人の主張は失当である。

イ 物見遊山なコースで出張した疑いがあるとする請求人の主張について

旅費の計算については、旅費条例第8条において「旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」とされている。

本件出張の経路及び方法については、1の事実関係の確認で述べたとおりである。往路について自宅からの直行としたのは、本件消防長会議に出席する前に、午前中、県庁及びその周辺で用務を行う必要があったためであり、仮に一旦消防学校を経由するとなれば、余計な時間を要することになり非効率的であると考えられることから、その判断は是認できる。本件出張の経路は、自宅の最寄駅と用務地の最寄駅間とする最短のものとなっており、その方法であるJRやフェリーは一般的に利用されているものである。したがって、本件出張の経路及び方法は、経済的かつ合理的なものであったと認められる。

請求人は、おおざっぱに「交通費」として2,420円を支給させており物見遊山なコースで出張した疑いもある旨を主張するが、本件出張に係る旅費は具体的な行程や交通機関を明らかにした上で、これに基づき金額が積算されており、その内容も適正であって、旅費の金額にも誤りはない。

旅行経路として高松市内における用務も明らかにしておくべきだったかもしれないが、これをしなかったことによって旅費の金額が減少するものではない。

本件請求に係る出張については、正当な権限を有する者の命令に基づき行われたものであり、その旅費の支出については、適正な手続を経たものである。また、復命書により用務とされた会議に出席したことは明らかである。

以上により、消防学校長に支給した給与及び旅費は、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するものとは認められない。

(2) 監査の対象外

地方自治法第242条第1項の規定により、住民監査請求において当該地方公共団体の住民が求めることができる措置は、違法若しくは不当な財務会計上の行為を防止し、若しくは是正し、若しくは財産の管理を怠る事実等を改め、又は当該地方公共団体の被った損害を補填するため必要な措置であるところ、請求人の求める懲戒処分については、財務会計上必要な措置とは認められないことから、監査の対象外とした。

(3) 結論

以上のことから、「香川県消防学校長が違法不当な出張で香川県に損害を与えた事実について責任を有する者に対して、損害の補填を求めるほか、懲戒処分その他の必要な措置をとるよう香川県知事に対して勧告することを求める。」という請求人の主張には理由がないものと判断する。